

# 名勝日本平保存活用計画



令和8年3月

静岡市

## はじめに

今から 100 年前の大正 15 年、徳富蘇峰がはじめて日本平に登り、山頂からのパノラマの風景を『天下の絶景』と絶賛し新聞に掲載しました。その時はじめて日本平の眺望が財産であることを私達は発見し、その後官民により観光地として整備し、多くの来訪者が日本平の眺望を享受できるようになりました。そして「静岡市のシンボル」として、現在に至るまで日本平の眺望は守られてきました。

近年、人口減少や気候変動による災害の多発、農業の担い手不足等、文化財を取り巻く社会状況が大きく変化している中、日本平公園の整備も進捗しつつあります。この風景をさらに 100 年先の未来へ継承するため、名勝日本平の本質的価値を現代の視点で捉えなおし、保存活用計画を策定しました。

本計画策定にあたり、名勝日本平保存活用計画策定委員会の皆様、文化庁、静岡県、関係者、郷土史研究者の皆様等、多くの皆様から多大な御協力をいただき心より感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月 静岡市歴史文化課



# 目 次

はじめに	1
目次	3
<b>第1章 計画策定の目的及び対象区域</b>	<b>5</b>
第1節 計画策定の背景と目的	5
第2節 委員会の設置・経緯	8
第3節 名勝の位置と計画策定区域	11
第4節 計画の期間	12
<b>第2章 名勝日本平の概要</b>	<b>13</b>
第1節 指定の状況	13
第2節 名勝指定の経緯	15
第3節 現状変更規制地区と規制基準の変遷	22
第4節 日本平の自然的環境	28
第5節 日本平の歴史的環境	32
第6節 日本平の人文的環境	66
第7節 社会的環境	75
第8節 他の計画との関連	82
第9節 対象区域における主な現状変更と関連計画等の経過	86
<b>第3章 名勝日本平の特徴</b>	<b>87</b>
第1節 眺望	87
第2節 環境	92
第3節 稜線美	95
第4節 歴史的社会的要素	99
<b>第4章 本質的価値と構成要素</b>	<b>108</b>
第1節 本質的価値を構成する要素	108
第2節 本質的価値と関連する要素	109
<b>第5章 現状と課題</b>	<b>111</b>
第1節 指定地全体の現状と課題	111
第2節 本質的価値を構成する要素の現状と課題	113
第3節 活用の課題	115

<b>第6章</b>	<b>保存・活用の理念と基本方針</b>	<b>117</b>
第1節	保存・活用の理念	117
第2節	保存と活用の基本方針	117
第3節	運営に関する基本方針	118
<b>第7章</b>	<b>保存管理</b>	<b>119</b>
第1節	保存管理の方向性	119
第2節	保存管理区分	119
第3節	現状変更の保存管理地区区分と取扱い基準	125
<b>第8章</b>	<b>活用・整備</b>	<b>127</b>
第1節	活用の方向性	127
第2節	活用整備の方法	128
<b>第9章</b>	<b>運営・体制</b>	<b>131</b>
第1節	運営・体制の整備の方向性	131
第2節	運営・体制の整備の方法	131
<b>第10章</b>	<b>実施計画</b>	<b>132</b>
第1節	現在の計画	132
第2節	これまでの整備	133
第3節	今後の計画	134
<b>第11章</b>	<b>巻末資料</b>	<b>136</b>
	・名勝日本平にかかる法規制と内容	
	・鳥瞰図から見る日本平	
	・徳富蘇峰関係資料	
	・日本平関係 年表	
	・参考文献	

表紙写真 日本平の景観

裏表紙写真 1段目左：日本平上空、右：日本平夢テラス展望施設と富士山

2段目左：日本平夜景、右：日本平夢テラス展望施設からの眺望

3段目左：徳富蘇峰の石碑「吟望台」と富士山、右：ヤマトタケル像と富士山

4段目左：夢テラスから見る南アルプス方向、右：ロープウェイから見る久能山と駿河湾

## 第1章 計画策定の目的及び対象区域

---

### 第1節 計画策定の背景と目的

「日本平」は、静岡市の南部に横たわる有度丘陵の頂上付近一帯の総称である。

有度山は静岡市の市街地の中心部に位置し、標高307m、南北約4km、東西約6km、(面積約2000ha)の丘陵地である。

昭和2年(1927)、「日本新八景」の「日本百景」の平原の部入賞後、昭和7年(1932)1月7日の史蹟名勝天然記念物保存法第1条による仮指定、昭和26年(1951)3月6日の「日本平県立公園」指定などを経て、昭和32年(1957)7月1日、静岡県による文化財保護法第70条第1項による「日本平久能山」の仮指定、昭和34年(1959)6月17日、国の名勝に指定された。

名勝日本平は、昭和7年の仮指定をまたいで、大正から昭和のはじめに観光的な意図をもって周知や事業化が果たされてきた。さらに戦後の大規模な開発が進行する時期を迎えた昭和34年に名勝に指定され、昭和37年(1962)には旧清水市が管理団体に指定された。平成15年度(2003)からは、旧清水市と合併した静岡市がこれを引き継いでいる。

昭和58年度(1983)に旧清水市は、名勝日本平の「保存管理計画」を策定したが、これは規制(保存)に力点を置いた管理の考え方を採っていたものであった。一方、名勝地本来の価値を高め、またその観賞者が名勝地の価値を十分に享受する整備の観点を加えることの重要性を認識し、平成22年度(2010)改訂した「名勝日本平保存管理計画」により、規制地区の種別及び取扱い基準を整理、変更した。その改訂から16年が過ぎ、その間、人口減少や少子高齢化の進行に起因して文化財保護の担い手が減少してきたことや、文化財を活用して地域活性化を推進していくことの認識の高まりなど、文化財を取り巻く社会情勢の変化は著しいものがある。

このような中、平成30年(2018)の文化財保護法の改正(平成31年(2019)4月1日施行)と、令和2年(2020)3月の「静岡県文化財保存活用大綱」の策定に伴い、本市でも市民との共創により、多様性に富む本市の文化財を効果的に保存・活用するための取組等をまとめた「静岡市文化財保存活用地域計画(令和7年(2025)4月1日施行)」を策定した。

こうした経緯を踏まえ、諸々の課題を解決するとともに、改めて名勝日本平の文化財としての本質的価値を再評価し、後世へ継承することを目的に、現在の保存管理計画を見直し、適切に保存しながら、より活用していくため将来に向けた豊かな保存活用方策をたてることを目的として、『名勝日本平保存活用計画（以下「本計画」という。）』を策定する。

#### <名勝日本平に係る沿革>

昭和7年1月7日	史蹟名勝天然紀念物保存法第1条に基づく仮指定
昭和9年	日本平登山道路開通
昭和10年2月	清水市が徳富蘇峰に委嘱し展望4か所に石碑建立
昭和12年4月9日	「日本平公園」都市計画決定
昭和26年3月6日	「日本平県立公園」指定
昭和28年	静岡県による日本平山頂の土地の買い上げ、駐車場・公衆トイレ・芝生広場等の公園整備の実施
昭和32年6月30日	仮指定失効【文化財保護法附則による】
昭和32年7月1日	静岡県教育委員会による文化財保護法第70条第1項による「日本平久能山」の仮指定
昭和34年6月17日	名勝指定
昭和36年11月1日	静岡県立自然公園条例に基づく「日本平県立自然公園」指定
昭和37年3月20日	旧文化財保護法第71条の2第1項に基づき、旧清水市が管理団体に指定される。
昭和47年5月	「日本平県立自然公園運営協議会」発足
昭和58年3月29日	「名勝日本平保存管理計画」策定（*「禁止地区」、「準禁止地区」、「緩和地区」の3規制地区と規制基準を設定）
昭和58年4月1日	静岡県教育委員会へ権限委任
昭和61～63年度	有度山総合整備計画基本構想・基本計画策定
平成元年4月1日	「名勝日本平保存管理計画」改定（許可基準の明確化）
平成3年度	日本平公園整備基本構想・基本計画策定
平成15年1月	有度山土地活用及び日本平公園ゾーニングの見直し
平成15年4月1日	旧静岡市と旧清水市が合併し、静岡市誕生
平成17年	デジタルタワー建設（電波塔統合）
平成17年3月	日本平山頂部等活用基本計画
平成19年3月	日本平公園基本構想
平成20年3月	日本平公園基本計画

平成 22 年 3 月	「名勝日本平保存管理計画」改定（＊規制地区と基準を変更。「禁止地区」を「特別地区」へ「準禁止地区と緩和地区」を「保全地区」へ）
平成 28 年 10 月	日本平公園（名勝日本平）見直し基本計画
平成 28 年	日本夜景遺産 自然夜景遺産に認定
平成 30 年	文化財保護法改正により文化財保存活用計画の認証制度の創設
平成 30 年	県・市による、日本平夢テラス展望施設、日本平夢テラス展望回廊整備
令和 3 年	日本平ロープウェイ駅待合建物リニューアル
令和 6 年	静岡市文化財保存活用地域計画策定（9 月）、認定（12 月）

## 第2節 委員会の設置・経緯

### 1 設置及び委員等

本計画を策定するにあたっては、名勝日本平保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の策定委員を次のとおり選任した。併せて、文化庁文化財第二課及び静岡県スポーツ・文化観光部文化財課の指導・助言を得た。

なお、事務局は、令和6年度（2024）は観光交流文化局文化財課、令和7年度（2025）は同局歴史文化課が務め、庁内の環境、観光、都市などの関係部局の協力を得た。

#### 策定委員

	氏名	所属等
	石山 千代	國學院大學観光まちづくり学部 准教授
委員長	岡田 智秀	日本大学理工学部 教授
	竹内 真一	東海大学海洋学部 教授
	松田 香代子	愛知大学総合郷土研究所 研究員

#### オブザーバー

	氏名	所属等
	平澤 毅	文化庁 文化財第二課 主任文化財調査官
	立木 菫	静岡県文化財課 技師
		静岡県自然保護課
		静岡市 観光政策課、公園建設管理課、環境共生課
事務局		静岡市歴史文化課

## 2 委員会実施要領

### ○名勝日本平保存活用計画策定委員会実施要領

#### (目的)

第1条 静岡市は、名勝日本平保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に当たり、名勝日本平保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、幅広い分野の意見を求める。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保存活用計画の策定に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化財に関し優れた識見を有する者
- (2) 文化財の保存活用に関して知識を有する者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定の日までとする。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光交流文化局文化財課において処理する。

#### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、令和7年1月9日から施行する。
- 2 この要領は、保存活用計画が策定された時にその効力を失う。

### 3 審議経過

	開催日	会場	主な議題
第1回	令和7年 3月5日	日本平動物園会議 室、日本平	・委員長選出、・現地視察（日本平夢テ ラス、展望回廊、吟望台、大芝生広場、 望嶽台）、・意見交換
第2回	令和7年 8月25日	静岡市役所静岡庁 舎本館委員会室	・本質的価値の検討、計画（案）の検討
第3回	令和7年 11月6日	静岡市役所静岡庁 舎新館17階会議室	・計画（案）の検討
第4回	令和8年 2月17日	静岡市役所静岡庁 舎新館17階会議室	・計画（案）の検討



第3回委員会開催 令和7年11月6日



第4回委員会開催 令和8年2月17日

### 第3節 名勝の位置と計画策定区域

#### 1 名勝の位置

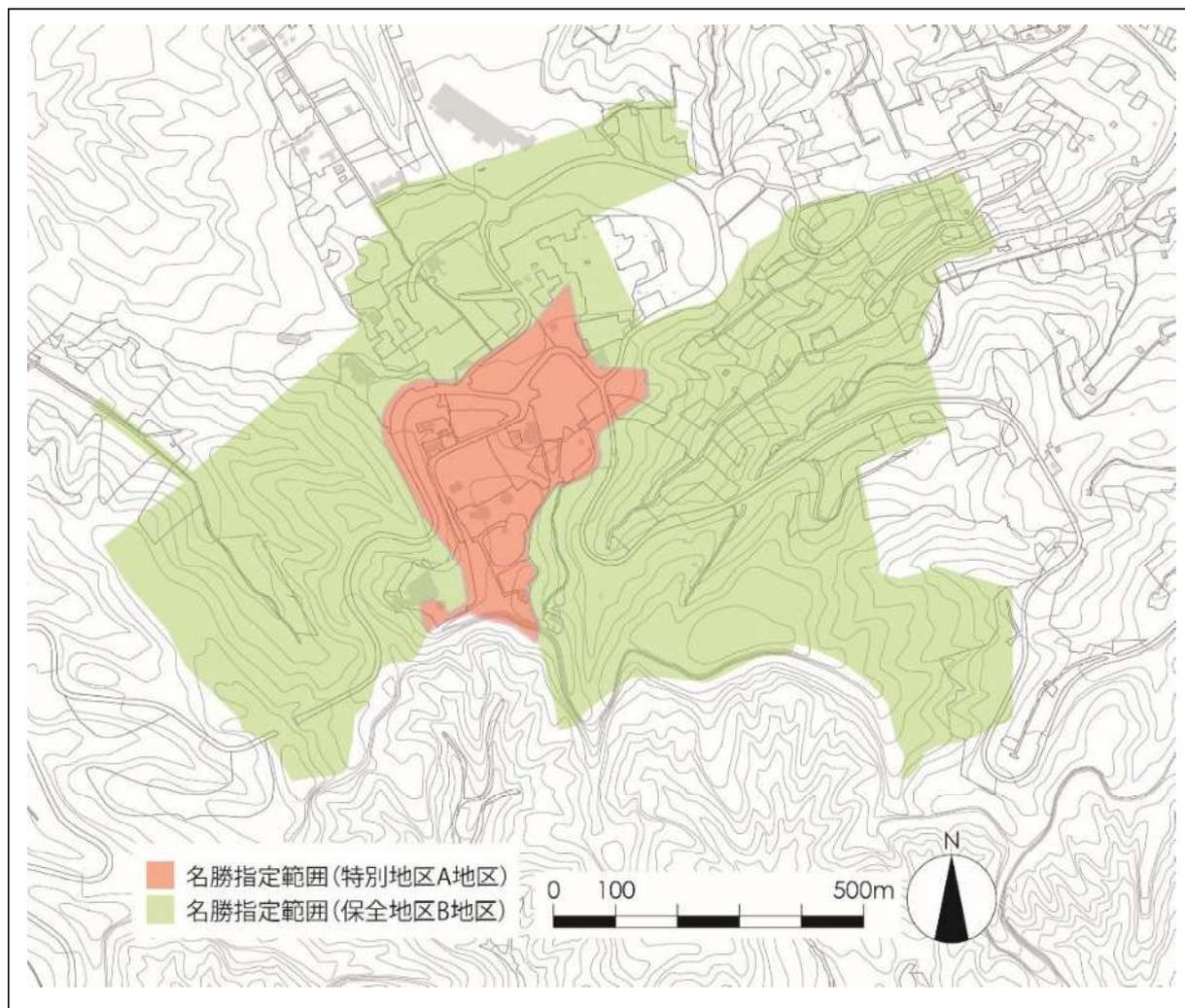


名勝の位置

#### 2 計画検討の対象範囲

日本平は、静岡市の南に横たわる有度山頂上付近の一帯を指す。名勝指定面積は、展望と景観の構成上貴重な特別地区（A地区）の90,330㎡と、緑が多く自然環境を保全する保全地区（B地区）の705,570㎡の2地区からなり、総面積約795,900㎡である。

本計画の検討対象とする範囲は、主に指定地内とするが、名勝日本平指定地周辺でその景観や保存活用計画に重要な影響を及ぼす要素については、指定地内に限らず、その取扱いについても併せて考え方を示す。



名勝日本平の指定範囲と現在の地区区分

#### 第4節 計画の期間

本計画は、令和8年（2026）4月1日から施行することとする。ただし、概ね10年から15年を目途に、文化財を取り巻く社会情勢の変化などにより、改正の必要が生じた場合は、本計画を見直すこととする。

なお、本計画の進捗は、適宜、静岡市文化財保護審議会に報告を行うこととする。

## 第2章 名勝日本平の概要

---

### 第1節 指定の状況

#### 1 指定告示

- (1) 名称 日本平
- (2) 指定種別 名勝
- (3) 指定年月日 昭和34年6月17日
- (4) 指定の基準 名勝11(展望地点)  
名勝10(丘陵)
- (5) 官報告示  
名勝指定

#### ○文化財保護委員会告示第28号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次のとおり指定する。

昭和34年6月17日

文化財保護委員会委員長 河井彌八

#### 指定地域

##### 〈静岡市清水区大字村松〉

字平段、大細谷、小細谷の全部

字隠畑の内4089番以西の地域

字大段の内次の各地番以南の地域

4031番ノ2、4031番ノ3、4034番、4040番ノ2、4041番ノ1

4042番ノ1、4042番ノ2、4043番ノ1ノ1、4043番ノ1ノ2

##### 〈静岡市清水区大字馬走〉

字大壇の全部

##### 〈静岡市清水区大字駒越〉

字大谷津の内次の各地番以西の地域

3061番、3062番ノ2ノ1、3062番ノ2ノ2

3062番ノ2ノ3、3062番ノ1ノ2ノ1、3064番ノ1ノ1

3064番ノ1ノ3、3064番ノ1ノ4、2967番ノ1ノ2

2968番ノ1ノ6、2968番ノ1ノ7、2969番ノ1ノ8

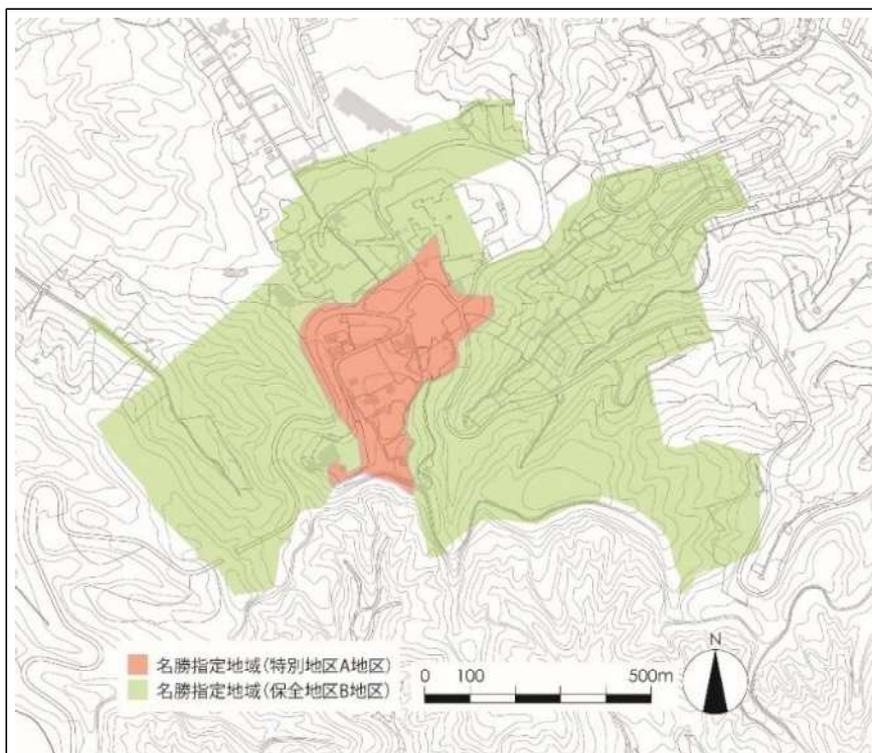
2971番ノ1ノ1、2971番ノ1、2971番ノ3、2972番、2973番

2974番、2975番、2976番ノ2、3009番、3011番ノ丙、3012番ノ丁

3013 番、3020 番、3017 番ノ 2  
3017 番ノ 1、3016 番ノ 2、3015 番、3014 番ノ 丙  
〈静岡市清水区大字草薙〉  
字中檀の全部  
字東檀の内次の各地番以南の地域  
711 番、712 番ノ 1、712 番ノ 3、712 番ノ 4、725 番ノ 5  
714 番ノ 17、714 番ノ 18、731 番、733 番、734 番  
字ボラの内 428 番ノ 25 及び 428 番ノ 26 以南の地域  
字クラガリ沢の内 598 番ノ 14 及び 598 番ノ 16 以南の地域  
字金七林の内 597 番ノ 2 以南の地域  
字百枚畑の内次の各地番以南の地域  
446 番、467 番、468 番、469 番  
字久能道西の内次の各地番以南の地域  
430 番ノ 19、430 番ノ 43、430 番ノ 58

## 2 指定説明文

静岡市の南部に横たわる有度丘陵の頂上部（標高 307 メートル）およびその一帯の総称であって、四囲の視野よく開け、東北には清水港、三保松原、清見潟等の変化に富む近景の彼方に富士山がその麗容をあらわし、南に屏風谷の侵食峡谷を隔てうっそうとした社叢に被われた久能山を前にして、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一帯の眺望をおさめ、北西には赤石山系の連峰を遠望することができる。



名勝指定の範囲

## 第2節 名勝指定の経緯

### 1 昭和7年1月26日仮指定時 説明文より引用

「日本平

1 所在地 清水市字村松駒越

安倍郡有度村草薙馬走

2 指定年月日 昭和7年1月26日 仮指定

3 指定事由 保存要目名勝之第十一ニ依ル（\*風景ヲ眺メ得ル地點）

4 説明

静岡平野ノ南ニ孤立シタル有度山ノ最高三百八十米ノ丘陵及丘陵ノ北西方ニ当リ、一小谷ヲ隔テ、存スル傾斜面ニシテ東方ニハ清水港北及西方ニハ夫々巴川、安倍川ノ平野ヲ控ヘ南方ニ孤立シタル天険久能山ト谷ヲ隔テ、相對峙シテ居ル標高三百米ノ平坦ナ峯頭ヨリノ眼界ハ遠ク駿遠一帯ニ及ホシテ左右前後遮ルモノナク富士ノ眺望ハ萬景ニ拔テ愛鷹、箱根、天城ノ諸嶺ニ秀テ近クハ薩埵峠三保ノ岬清水港ニ至ル迄駿河湾ノ長汀曲浦ト沿海一帯ノ山岳丘陵ヲ併セ指呼ノ間ニ見ル靈峰ノ英姿ハ嘆賞カザル所ナリ。久能山トノ間ノ溪谷ハ妙峯奇巖急ニ海ニ落チテ萬傾一碧ノ展望開ケ、豆ノ石廊遠ノ御前崎ヲ雲烟ノ間ニ望ミ果テハ水夫髪髪タリ。三百七米付近ノ富士ノ眺望ハ三百米附近ノ眺望ニ勝レリ。」

（\*昭和32年6月30日、昭和7年の仮指定は失効）

### 2 昭和32年（1957）7月静岡県教育委員会による文化財保護法第70条第1項による日本平久能山の仮指定 より引用

（\*参照：文化財保護法第70条第1項 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。）

「日本平久能山の仮指定が緊急を要する理由

名勝日本平の仮指定は、文化財保護法の規定によって本年（\*昭和32年）6月末日を以て失効するが、この地域に於いて

- 1 5月29日から日本平と久能山とを結ぶロープウェイが開通し、営業を開始した。
- 2 従って日本平と久能山とは全く不離一帯の關係に結ばれた。
- 3 NHK テレビ日本平放送所が設けられて、6月1日から放送を開始した。
- 4 これと並んで民間テレビ放送会社が放送所建設を計画し、既に用地の買収を行った。
- 5 ロープウェイの経営会社は、今後の施設に充てるため、発着所付近の土地を買収した。
- 6 静岡県は民有地一万2千坪を買収して駐車場、便所、広場などを設け、県立日本平公園の整備を進めている。
- 7 清水市は日本平への登山道の改修、水道の敷設を計画し既に予算化している。  
などにより、日本平久能山の観光地としての面目が全く一新し、観光客が著しく増加し

たのみでなく、更に将来の激増が予想せられる。

従って、各種業者はこの観光客を相手に、土産物店、休憩所、食堂、旅館などの建設を計画しているので、このまま放置するときは、無統制に各種の施設が行われて、展望を妨げ、自然の景観が破壊せられる懸念があるから、従前の仮指定地域を更に拡充して、日本平久能山一帯の景観を護るために今回の仮指定を行ったものである。」

(\*昭和 34 年 7 月 19 日、昭和 32 年の仮指定失効)

### 3 昭和 34 (1959) 年 3 月 14 日清水市長から文化財保護委員長への名勝指定申請書 (抜粋)

一、種別 名勝

二、名称 日本平

三、所在地 清水市

四、申請地域の地名 (\*地番記載省略)

村松 字平段、字大細谷、字小細谷、字隠畑、字大段

馬走 字大壇

駒越 字大谷津

草薙 字中壇、字東壇、字ボラ、字金七林、字クラガリ沢、字百枚畑、字久能道西

五、申請地域の構図の写し 別紙のとおり (\*別紙省略)

六、指定を受けた場合の管理者の住所氏名又は名称 清水市

七、申請の事由

従来の仮指定名勝「日本平」は、本年(\*昭和 34 年)7 月 19 日をもって、失効解除される事になりましたが、日本平の特質は、日本平の頂上より眺めた富士山の景観以外に、久能山とのロープウェイによる直結により、更に久能山一帯を含めた地域の景観に一層重要な価値を持つことが解り、久能山、屏風谷を含め、日本平の現仮指定地域を一層拡大した地域を指定されるよう申請します。

「展望地点」として東海唯一の景観を有する事

一、富嶽を展望する絶佳の地

有度山塊の最高 307.8m に位して、四囲の雄大佳麗な眼界のうち特に東北にあたっては眼下の名勝「三保の松原」をひかえた三保の岬や清水港の景観を含めた所謂、清見瀧の展望を近景として、その背後に駿河湾の碧水白波をへだてて、富士火山系の伊豆“天城”の連山愛鷹の連峰を従えた裾野たなべく富嶽の展望は四季いづれをとはず、まことに絶佳の一語につきる。

二、総合的景観

1 東南側指呼の間に屹立する霊峰久能山とロープウェイによって、直結し、足下の断崖絶壁(屏風谷等)と峡谷の自然美を満喫しつつ久能山との往復も可能で、従来の日本平に新要素を加える事ができた。

2 北方に位する赤石連峰(南アルプス)の雄大な景観

- 3 日本平の南側は絶壁をつくり東西並び三方に向かっては緩傾斜をなし、この傾面は見渡す限り、みかんと茶の畑による常緑の佳境
- 4 眼下静岡、清水両市の夜景の美観

### 三、その他参考となるべき事項

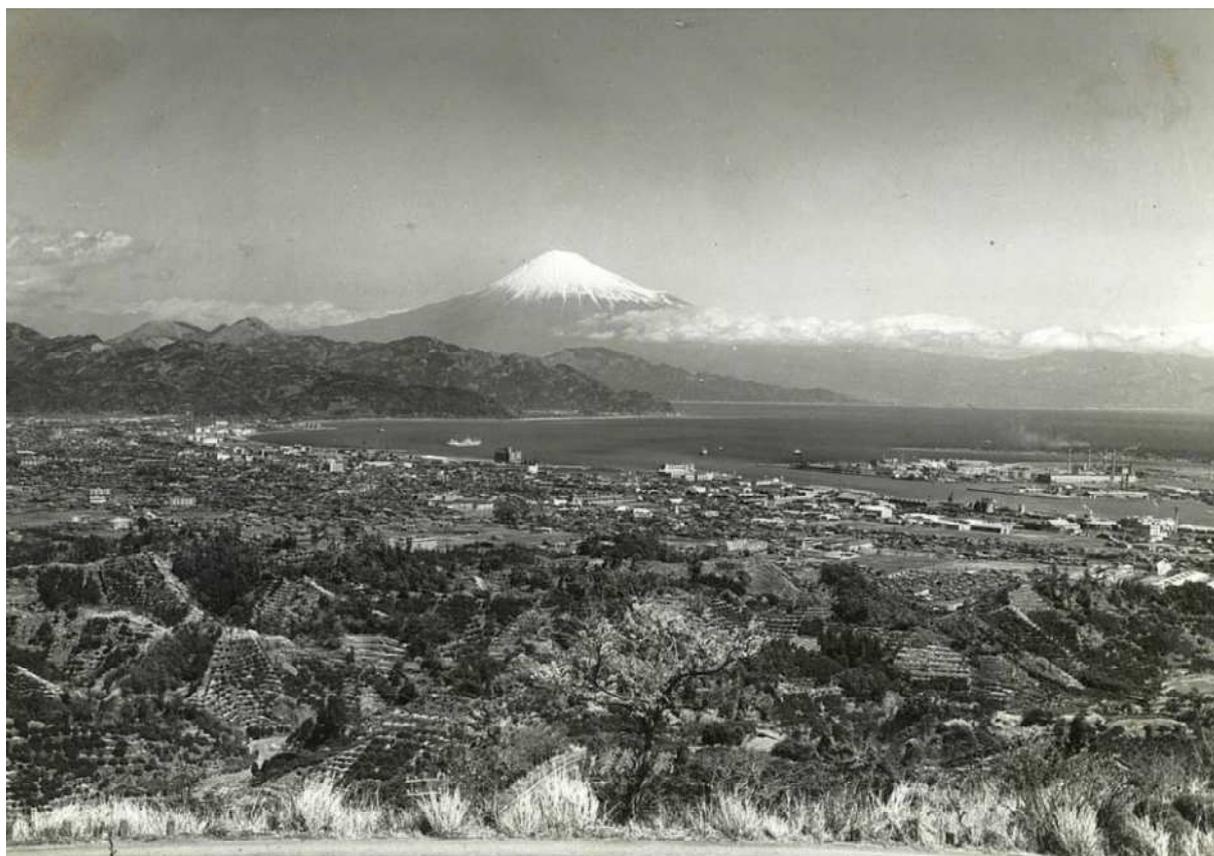
県は日本平の真価を保持するために、頂上中心地域 12,000 坪を買収し、駐車場及び観光者の便宜を計るための広場、便所等を設置する一方、散在した各売店を一定の地域にまとめるよう、移築を進めている。又県所有地に隣接した地域には、NHK 及び静岡放送テレビ、日本平放送所、が設置され、静岡電鉄はロープウェイの発着を開始している。その他、各社各種の企業が頂上付近一帯に殺到しつつある傾向にあり。

以上の状況から察し、日とともにその評価が高まり、活況著しくなりつつある日本平及び久能山を解除以降、そのまま放置する場合は、日本平久能山が持つ自然美及びその景観は損なわれる恐れもあるので、この機会に国の指定を受ける事によって、企画と統制ある処置を施す事が要望されるのである。

右を文化財保護法第 69 条第 1 項の規定により、指定相成度関係書類を添えて申請します。

昭和 34 年 3 月 14 日 清水市長 鈴木平一郎

文化財保護委員長 河合彌八殿



写真：静岡市の所有する指定関係資料より

# 官報

## 目次

### 告示

- 本州北西岸新島遊外監張海域の捕海を実施する件 [初編第一二二号] 四三四
- 九州労働短期大学の名称を西日本短期大学に変更する旨届出があつた件 [文部第六四号] 四三四
- 中学校及び高等学校通信教育用学習図書検定規則の規定により通信教育用学習図書として検定を与えた図書を示す [同 第六五号] 四三四
- 博物館に相当する施設のうち、新島根佐渡植物園等にかかる指定を取り消した件 [同 第六六号] 四三四
- 文化財保護法の規定により史蹟久能山等を指定する件 [文化財保護法第二八号] 四三四
- 劇料を登録し、登録証を交付した件 [森林第五七三号] 四三五
- 機械採集小艇捕ス・フ織物調整規則の制定についての聴聞に關し定める件 [通産第二九〇号] 四三六
- 綿ス・フ織物調整規則の一部改正についての聴聞に關し定める件 [同 第二九一号] 四三六
- タオル調整規則およびタオル機械設置調整規則の制定についての聴聞に關し定める件 [同 第二九二号] 四三六

所 行 大蔵省印刷局  
東京都新宿区市谷本村町一五  
電話 九三三(3) 代表 〇五三一  
電報 直通四九〇五  
官 報 課

- 別珍・コールド天剪毛調整規則の制定についての聴聞に關し定める件 [通産第二九三号] 四三七
- 電気用品の型式を承認する件 [通産第二九四号(第一七号)] 四三八
- ばね式指示はかりの製造販売の部品検査に合格した者の氏名または名称等を示す [同 第二九八号、第二九九号] 四四〇
- 旅行あつた証書の登録をした件 [同 第二八〇号] 四四一
- 旅行あつた証書の変更登録をした件 [同 第二八二号(第一七号)] 四四二
- 旅行あつた証書の登録をまつ消した件 [同 第二八七号] 四四五
- 郵便局を設け、これを特定郵便局長を長とする郵便局とした等の件 [郵政第四三九号] 四四五
- 指扇駅前郵便局 [同 第四四〇号] 四四五
- 水更津新田郵便局 [同 第四四一(一)号] 四四五
- 博多比恵郵便局 [同 第四四二(一)号] 四四五
- 八尾高安郵便局等 [同 第四四二(二)号] 四四五
- 郵便局に電話通話および和文電報受付事務の取扱を開始した件 [同 第四四三(一)号] 四四五
- 中野江古田四郵便局等 [同 第四四三(二)号] 四四五
- 野木沢郵便局 [同 第四四四(一)号] 四四五
- 日方郵便局の電話交換事務の取扱を廃止した等の件 [同 第四四五(一)号] 四四五

### 叙任及び降令

- 内閣 [同 第四四六(一)号] 四四六
- 総理府 [同 第四四六(二)号] 四四六
- 大蔵省 [同 第四四六(三)号] 四四六
- 防衛庁 [同 第四四六(四)号] 四四六
- 経済企画庁 [同 第四四六(五)号] 四四六
- 科学技術庁 [同 第四四六(六)号] 四四六
- 大蔵省 [同 第四四六(七)号] 四四六
- 文部省 [同 第四四六(八)号] 四四六
- 農林省 [同 第四四六(九)号] 四四六
- 郵政省 [同 第四四六(一〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一一)号] 四四六
- 農林省 [同 第四四六(一二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(二九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(三九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(四九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(五九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(六九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(七九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(八九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九〇)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九一)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九二)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九三)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九四)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九五)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九六)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九七)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九八)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(九九)号] 四四六
- 建設省 [同 第四四六(一〇〇)号] 四四六

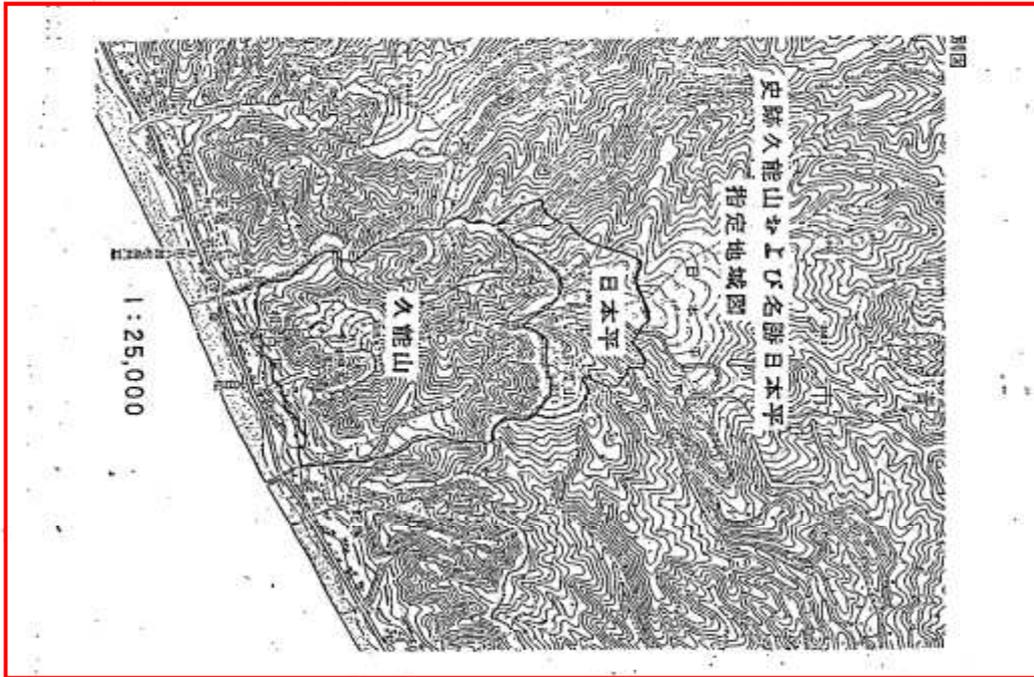
### 公告

- 船舶の無線電報取扱所を廃止、変更または廃止した件 [電報公示第五四号] 四五五
- 換取不動産解除に關する公告 [同 第五五号] 四五五
- 押取物還付公告 [同 第五六号] 四五六
- 工場閉鎖 [同 第五七号] 四五七
- 在外会社の整理完結報告書の承認 [同 第五八号] 四五七
- 鉱業法第一八九条の規定による鉱業出願人に対する通知 [同 第五九号] 四五七
- 公示催告 [同 第六〇号] 四五七
- 失効に關する届出の催告 [同 第六一(一)号] 四五七
- 失効宣告 [同 第六一(二)号] 四五七
- 除権判決 [同 第六二(一)号] 四五七
- 破産宣告 [同 第六二(二)号] 四五七
- 破産管財人選定 [同 第六三(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六三(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六四(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六四(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六五(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六五(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六六(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六六(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六七(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六七(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六八(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六八(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六九(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第六九(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第七〇(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 第七〇(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七一(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七一(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七二(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七二(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七三(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七三(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七四(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七四(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七五(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七五(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七六(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七六(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七七(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七七(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七八(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七八(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七九(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 七九(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八〇(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八〇(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八一(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八一(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八二(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八二(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八三(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八三(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八四(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八四(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八五(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八五(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八六(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八六(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八七(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八七(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八八(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八八(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八九(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 八九(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九〇(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九〇(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九一(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九一(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九二(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九二(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九三(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九三(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九四(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九四(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九五(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九五(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九六(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九六(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九七(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九七(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九八(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九八(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九九(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 九九(二)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 一〇〇(一)号] 四五七
- 債権者集会招集 [同 一〇〇(二)号] 四五七

### 正誤

- 輸入に關する事項の公表(第一回)に關する件の一部を改正する件 [通商産業省告示第二四四号] 中訂正
- 砂糖消費税法施行令の一部を改正する政令(政令第四十八号)中訂正 [同 第四十九号] 中訂正
- 外国人登録証明書失効(官庁報告)中訂正 [同 第四十九号] 中訂正
- 兵庫トヨタ自動車株式会社決算公告中訂正 [同 第四十九号] 中訂正





◎農林省令第507号  
 飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第六条の規定により、昭和三十四年五月二十日付をもって次の飼料を登録し、登録証を交付した。  
 昭和三十四年六月十七日

登録番号	飼料の名称	保証成分(%)	氏名及び住所
第一七〇二号	三井印完全配合飼料床 業入タイプリーマツクシニ	粗たん白質 一五.〇以上 粗繊維助 二.五以下	東京都世田谷区田村町一丁目二番地 (三井物産) 日本配合飼料株式 会社 取締役社長 土屋格郎
第一七〇三号	マルト印協働植物性 蛋白質配合飼料	粗たん白質 五五.〇以上 粗繊維助 一五.〇以下	岡山県玉島市勇崎一三七五 正清 喜久之助
第一七〇四号	三層印完全配合飼料初 生機用	粗たん白質 二一.〇以上 粗繊維助 一四.〇以上	熊本県熊本市大江町九番地一六一 香地株式会社 三層商會 取締役 社長 宮崎守次
第一七〇五号	三層印完全配合飼料中 機用前期	粗たん白質 一九.〇以上 粗繊維助 一四.〇以上	
第一七〇六号	三層印完全配合飼料中 機用後期	粗たん白質 一七.〇以上 粗繊維助 一四.〇以上	
第一七〇七号	三層印完全配合飼料大 機用	粗たん白質 一四.〇以上 粗繊維助 一〇.〇以下	
第一七〇八号	マルト印完全配合飼 料成期用特号	粗たん白質 一七.〇以上 粗繊維助 一七.五以下	秋田県横手市四日町中丁三〇番地 東北配合飼料株式会社 取締役 社長 畑友吉
第一七〇九号	大成糖業協働飼料特1 号	粗たん白質 一〇.〇以上 粗繊維助 九.〇以下	静岡県沼津市西町門二六一番地 大成食品株式会社 取締役社長 栗原勝平
第一七一〇号	旭印乳牛用普通配合飼 料	粗たん白質 二四.〇以上 粗繊維助 一〇.〇以下	北海道旭川市春光町五区二一五番 地 旭印乳牛用普通配合飼料株式 会社 代表取締役 平野茂三
第一七一一号	旭印糖蜜入乳牛用配合 飼料	粗たん白質 二四.〇以上 粗繊維助 一〇.〇以下	
第一七二二号	大印協働植物性たん白質 配合飼料	粗たん白質 四〇.〇以上 粗繊維助 一五.〇以下	千葉県山武郡九十九里町片貝六九 二八番地 有限会社大印石橋商店 代表取締役 石橋 肇
第一七二三号	トップ印完全配合飼料 チップブリード	粗たん白質 二〇.〇以上 粗繊維助 九.六以下	東京都荒川区三河島町二の二六三 長 植松喜一

昭和34年6月17日 名勝指定官報告示(つづき)

5 昭和 58 年（1983）現状変更の許可等の一部権限の委任について（文化庁から静岡県教育委員会へ、準禁止地区・緩和地区のみ権限委任）

文化庁

庁保記第 10 号  
昭和 58 年 3 月 7 日

静岡県教育委員会教育長 殿

文化庁次長  
浦山 太郎

名勝日本平に係る現状変更の許可等の  
権限の委任について（通知）

名勝日本平の一部地域について現状変更の許可等の権限は、別紙のとおり、昭和 58 年 4 月 7 日以降貴教育委員会に委任されることとなりました。これは、現状変更の許可等に関する事務処理の適正化及び迅速化を図ることを趣旨とするものでありますので、下記事項に御留意の上遺憾のないようお取り計らいください。

なお、この権限の委任について関係市（町）教育委員会へ連絡するとともに、貴教育委員会及び関係市（町）教育委員会における権限委任地域の図面の縦覧についてよろしく願います。

東京府千代田区霞が関 2 丁目 2 番 2 号  
電話 番号 内 (581) 4 2 1 1 番

本件に ついての 照会・回答には必ず  
上記 照会 番号・月日 を 添付 して下さい。

文化庁

記

1. 権限を委任された現状変更の許可等の事務の処理に当たっては、当該地域における史跡名勝天然記念物の価値現状等を十分考慮して、適切に行うこと。
2. 重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為に係る許可等の権限は、委任の対象となっていないものであること。
3. 国の機関が行う現状変更等についての権限の委任は行われていないものであること。

文化庁

庁保記第 10 号

静岡県教育委員会

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 97 条第 7 項の規定に基づき、名勝日本平（昭和 34 年文化財保護委員会告示第 28 号）の指定地域の一部について、同法第 97 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。）の許可及びその取消し並びにその停止命令の権限を、昭和 58 年 4 月 7 日以降、貴教育委員会に委任します。

昭和 58 年 3 月 7 日

文化庁長官  
佐野 文一

東京府千代田区霞が関 2-1-2 電話 内 (581) 4 2 1 1

本件についての照会・回答には必ず  
上記 照会 番号・月日 を添付して下さい。

名勝日本平規制地区

1:15,000  
0 500m

禁止地区	) 権限委任地域
準禁止地区	
緩和地区	

昭和 58 年現状変更の許可等の一部権限の委任

(\*名勝規制範囲に一部錯誤あり)

### 第3節 現状変更規制地区と規制基準の変遷

昭和34年名勝指定から昭和58年度保存管理計画策定までは、「名勝三保松原」の規制基準を準用していた。

#### 1 昭和58年度より施行した「名勝日本平管理計画書」

**名勝「日本平」管理計画書**

〔昭和58年2月 文化庁承認  
文化庁・静岡県教育委員会・清水市教育委員会三者協議による。〕

「日本平」は、清水・静岡両市の間に横たわる有度丘陵の頂上部(標高307m)、その一帯の総称である。

この「日本平」頂上部からは、四圍の視野がよく開け、東北には青松と砂嘴で名高い名勝「三保松原」、清水港、清見湯等変化に富む近景の枝方に望峰富士が麗容をあらわしている。南には、屏風谷の浸触映を隔て、叢社に放われた久能山を前にして、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一帯の眺望をおさめ、北西には南アルプス連峰を遠望できる。

この名勝「日本平」は、昭和34年6月17日に国の名勝に指定され清水市が管理団体となっている。このため、管理団体が適切な保存管理を実施するための指針とするために、文化庁・県教育委員会及び管理団体に指定されている清水市教育委員会の三者合議のうえこれを設定する。

**1 目的**

この管理計画の策定は、地方自治法第2条第3項別表第二の二号(二十九の七)及び文化財保護法第73条の2に規定されている管理団体の管理義務に基づき法令及び文部省令で定める基準以外に管理に必要な具体的事項を定めることを目的とする。

**2 保存管理の基本方針**

広範にわたる名勝指定地の保存管理を行うことは、管理団体の努力のみではこれを十分行うことは困難であり、より多くの関係者の文化財愛護思想の理解と物的、精神的援助が得られなければ実効を上げることはできない。

こうした観点に立って、新たに住民組織、民間団体、関係行政機関の協力体制を確立し、名勝「日本平」の保護に対する周知活動とすぐれた景観の眺望地の保存に必要な規制を明確にし、管理の強化をはかることを基本方針とする。

**3 現状変更規制地区の種別と規制基準**

文化財保護法に基づき、名勝「日本平」の保護並びに景観の維持をはかるため、禁止地区、準禁止地区、緩和地区の3規制地区と規制基準を設定する。

**〔禁止地区〕**

県有地及び民有地域内で、四圍を見渡せる名勝地としての要件を特に保有している価値のきわめて高い地区であるから、きびしい保護、管理対策をとるものとする。したがって、〔禁止地区〕では、原則として現状変更は認めない。

ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 災害の防止及び人命の安全を確保するためのもの。
- (2) 日本平保全上必要なもので、景観に影響をあたえないもの。
- (3) 構築物の改築は、建築面積及び高さを既存のもの以内とし、形状並びに色彩が景観を損わないこと。
- (4) 展望をさまたげる樹木の伐採。

**〔準禁止地区〕**

〔禁止地区〕につぐ名勝地としての要件を保有する価値の高い地区で、原則として次に該当する行為は認めない。

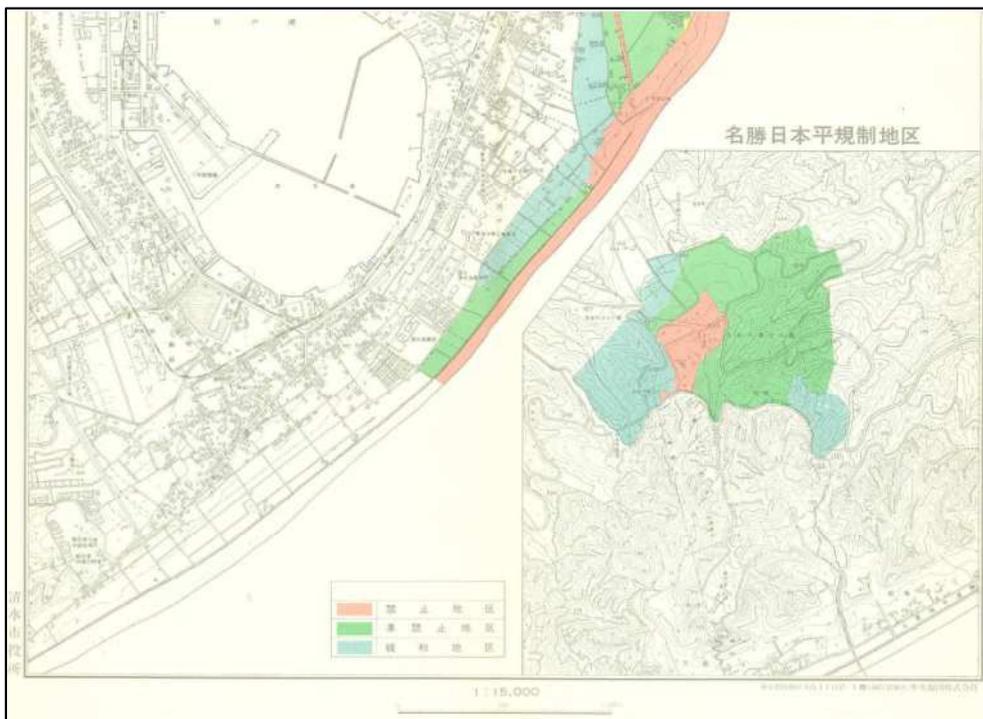
- (1) 景観を損う地形の変更
- (2) 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採(植林及び果樹等の栽培は除く)
- (3) 簡易な工作物以外の工作物の設置(但し、看板類は簡易な工作物に含まない。)
- (4) 環境を損うおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄、又は埋立。
- (5) 既存の構築物の建築面積及び高さを上回る改築。
- (6) 形状及び色彩が景観を損うもの。

**〔緩和地区〕**

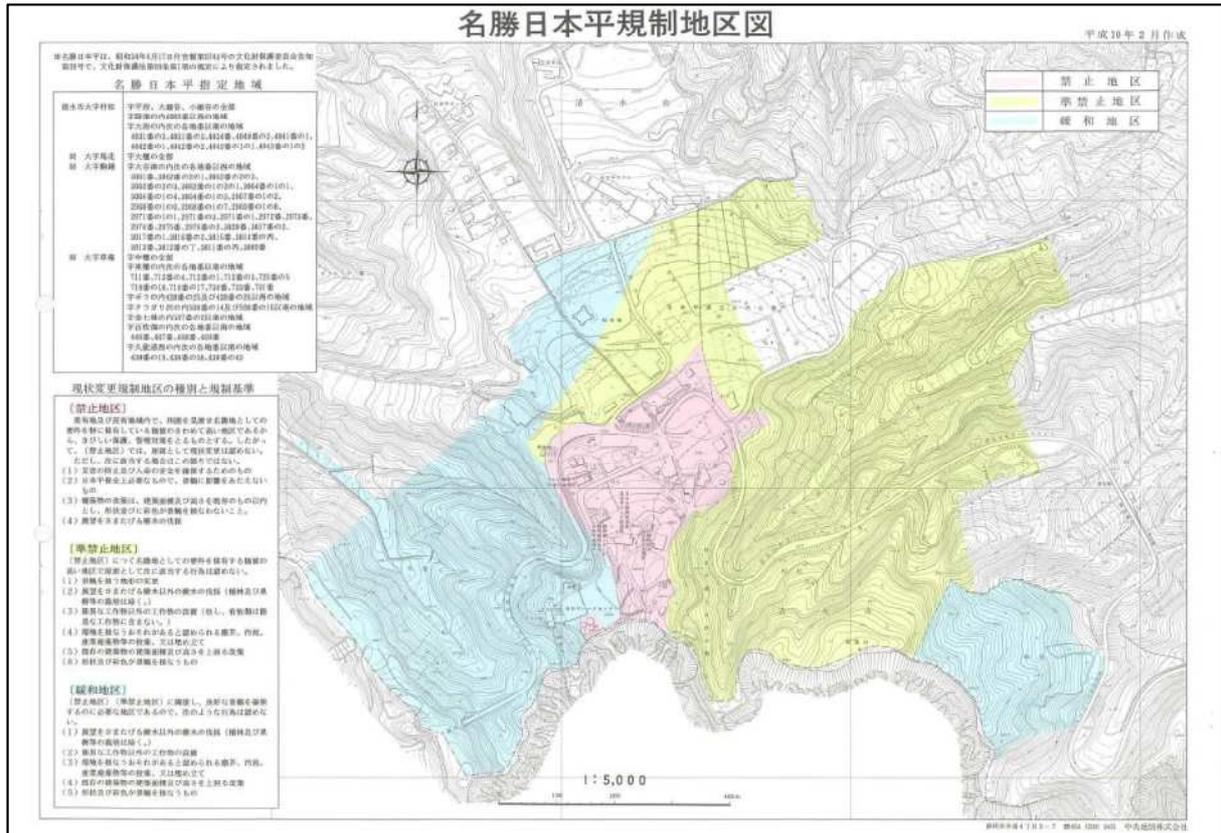
〔禁止地区〕、〔準禁止地区〕に隣接し、良好な景観を確保するのに必要な地区であるので、次のような行為は認めない。

- (1) 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採(植林及び果樹等の栽培は除く)
- (2) 簡易な工作物以外の工作物の設置。
- (3) 環境を損うおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄、又は埋立。
- (4) 既存の構築物の建築面積及び高さを上回る改築。
- (5) 形状及び色彩が景観を損うもの。

昭和58年度より施行した「名勝日本平管理計画書」



名勝日本平規制地区図(右側図)(昭和58年) (\*規制範囲に一部錯誤あり)



名勝日本平規制地区図（規制基準は昭和58年～。図は平成10年作成）

【\*規制の種別が禁止地区（ピンク色）、準禁止地区（緑色）、緩和地区（水色）の3区に区分】

『名勝「日本平」管理計画書』（昭和58年策定～平成21年まで）

「日本平」は、清水・静岡両市の上に横たわる有度丘陵の頂上部（標高307m）と、その一帯である。

この「日本平」頂上部からは、四圍の視野がよく開け、東北には青松と砂嘴で名高い「三保松原」、清水港、清見瀉等変化に富む近景の彼方に霊峰富士が麗容をあらわしている。南には、屏風谷の浸食峽を隔て、叢社に被われた久能山を前にして、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一帯の眺望をおさめ、北西には南アルプス連峰を遠望できる。

この名勝「日本平」は、昭和34年6月17日に国の名勝に指定され清水市が管理団体となっている。このため、管理団体が適切な保存管理を実施するための指針とするために、文化庁、県教育委員会及び管理団体に指定されている清水市教育委員会の三者合議のうえこれを設定する。

1 目的

この管理計画の策定は、地方自治法第2条第3項別表第二の二号（29の7）及び文化財保護法第73条の2に規定されている管理団体の管理義務に基づき、法令及び文部省令で定める基準以外に管理に必要な具体的事項を定めることを目的とする。

2 保存管理の基本方針

広範にわたる名勝指定地の保存管理を行うことは、管理団体の努力のみではこれを十分に  
行うことは困難であり、より多くの関係者の文化財愛護思想の理解と物的、精神的援助が得  
られなければ実効を上げることができない。こうした観点に立って、新たに住民組織、民間  
団体、関係行政機関の協力体制を確立し、名勝「日本平」の保護に対する周知活動とすぐれ  
た景観の眺望地の保存に必要な規制を明確にし、管理の強化をはかることを基本方針とす  
る。

### 3 現状変更規制地区の種別と規制基準

文化財保護法に基づき、名勝「日本平」の保護並びに景観の維持をはかるため、禁止地  
区、準禁止地区、緩和地区の3規制地区と規制基準を設定する。

#### 規制の種別と取扱い基準

##### 【禁止地区】

県有地及び民有地で、四囲を見渡せ名勝地としての要件を特に保有している価値のきわめ  
て高い地区であるから、きびしい保護、管理対策をとるものとする。したがって [禁止地区]  
では、原則として現状変更は認めない。ただし次に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 災害の防止及び人命の安全を確保するためのもの
- (2) 日本平保全上必要なもので、景観に影響を与えないもの
- (3) 構築物の改築は、建築面積及び高さを既存のもの以内とし、形状並びに彩色が景観を  
損なわないもの。
- (4) 展望をさまたげる樹木の伐採

##### 【準禁止地区】

[禁止地区] につぐ名勝地としての要件を保有する価値の高い地区で原則として次に該当す  
る行為は認めない。

- (1) 景観を損なう地形の変更
- (2) 展望をさまたげる樹木以外の伐採（植林及び果樹等の栽培は除く）
- (3) 簡易な工作物以外の工作物の設置（但し、看板類は簡易な工作物に含まない）
- (4) 環境を損なうおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄、又は埋立
- (5) 既存の建築物の建築面積及び高さを上回る改築
- (6) 形状及び彩色が景観を損なうもの

##### 【緩和地区】

[禁止地区] [準禁止地区] に隣接し、良好な景観を確保するのに必要な地区であるので、  
次のような行為は認めない

- (1) 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採（植林及び果樹等の栽培は除く）
- (2) 簡易な工作物以外の工作物の設置
- (3) 環境を損なうおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物の投棄、又は埋立
- (4) 既存の建築物の建築面積及び高さを上回る改築
- (5) 形状及び彩色が景観を損なうもの

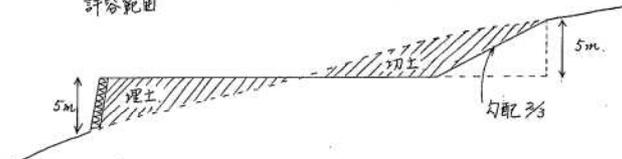
## 2 平成元年（1989）4月1日から許可基準明確化

「名勝日本平管理計画書」（昭和58年施行）の許可基準を明確化

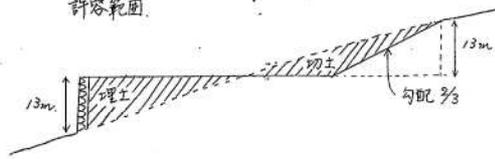
名勝「日本平」の保存管理について				緩和地区			
禁止地区に次ぐ名勝地としての要件を保有する価値の高い地区				禁止地区、準禁止地区に隣接し良好な景観を確保するのに必要な地区			
現行基準（禁止事項）		許可基準		緩和地区A		緩和地区B（眺望地点から死谷となる地域）	
現行基準（禁止事項）	許可基準	解説	現行基準（禁止事項）	許可基準	解説	許可基準	解説
1 景観を損う地形の変更	ア 保存活用のために地方公共団体が行う地形の変更（公共性の高い道路造成、展望台等）	・道路造成については幅員7m以下とする。 「国立自然公園特別地域における各種行為に関する審査指針」（以下「自然公園」という）に準拠したものである。	基準なし	ア 切土造成に伴う法面が緩化可能であり、かつ高さ5m以下、勾配が2/3以下で、切土造成に伴う擁壁の高さが5m以下の地形の変更（但し、30度以上の傾斜地については地形の変更は認めない）	・現行管理計画では基準はないが、準禁止地区に準じて規制する。 ・切土造成に伴う高さ5mとしたのは、法面を高さによって遮蔽することが可能な高さであり、勾配を2/3としたのは、下記の30度に近い数値ということである。 ・擁壁の高さ5mは、緩和地区Bの、およそ1/3の高さである。 ・30度以上の傾斜地での地形の変更を認めないのは、「土地利用事業に関する指導要綱（以下「土地利用」という）に準拠したもの	ア 切土造成に伴う法面が緩化可能であり、かつ高さが13m以下、勾配が2/3以下で、切土造成に伴う擁壁の高さが13m以下の地形の変更（但し、30度以上の傾斜地については地形の変更は認めない） イ その他の土地造成については、他法との調整を図ることとする	・切土造成に伴う法面の高さが13m以下というは、擁壁の高さに準じたものである。 ・擁壁の高さを13mとしたのは、「自然公園」の第2種特別地域における規制に準じ、高木により遮蔽可能な高さである。

2 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採（植林及び果樹等の栽培は除く）	ア 生垣、庭木等の伐採 イ 果樹、茶樹、植林木等の伐採（但し、景観を損わないような補植をすること）		1 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採（植林及び果樹等の栽培は除く）	ア 樹木等の伐採は、申請地の20%を越えない伐採（但し、景観を損わないような補植をすること）	・20%を越えない伐採とは、「自然公園」の第1種特別地域における規制に準じている。	ア 樹木等の伐採は、申請地の60%を越えない伐採（但し、景観を損わないような補植をすること）	・60%を越えない伐採とは、「自然公園」の第2種特別地域における規制、及び「指導要綱」に準じている。
3 簡易な工作物（外し、看板類は簡易な工作物に含まない）	ア 保存活用のために地方公共団体が設置する工作物の設置（説明板、案内板、ベンチ等） イ 展望をさまたげない生業に必要な工作物（防霜ファン等） ウ 災害の防止及び人命の安全を確保するための工作物（消火、治水、防災工事、カーブミラー等）		2 簡易な工作物以外の工作物	ア 保存活用のために地方公共団体が設置する工作物（休憩所、便所等） イ 展望をさまたげない生業に必要な工作物（農作業用倉庫等）	・休憩所、便所、農作業用倉庫等については高さを5m以下とし、積載等で修繕するものとする。これは、1階建築物の高さに準ずる高さである。	ア 景観と調和した工作物（フェンス、擁壁等）	・フェンス、擁壁等は、高さ13m以下とする。これは、「自然公園」の第2種特別地域の規制に準じたものである。
4 環境を損う恐れがあると認められる農芥・汚泥・産業廃棄物等の投棄又は埋立	許可しない		3 環境を損う恐れがあると認められる農芥・汚泥・産業廃棄物等の投棄又は埋立	許可しない		許可しない	
5 既存の構築物の建築面積及び高さを上回る改築	ア 公益上必要と認められる場合は、既存建築面積の10%以内についての増築	・他の名勝地との整合を図った	4 既存の構築物の建築面積及び高さを上回る改築	ア 公益上必要と認められる場合は、既存建築面積の10%以内についての増築	・他の名勝地との整合を図った	ア 既存建築面積の10%以内についての増築	・他の名勝地との整合を図った
6 形状及び色彩が景観を損うもの	許可しない		5 形状及び色彩が景観を損うもの	許可しない		許可しない	

参考 1. 緩和地区Aにおける地形の変更の許容範囲



参考 2. 緩和地区Bにおける地形の変更の許容範囲





## 【2 保全地区（B地区）】

名勝の維持に対し、一定の役割を果たしてきた地域であり、緑が多く良好な景観を形成し、自然環境の保全の上で重要な地域である。

従って、次に挙げた行為以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

ただし、公益上欠くことのできないもので、他の規制地区ではその意義を失うものを除く。

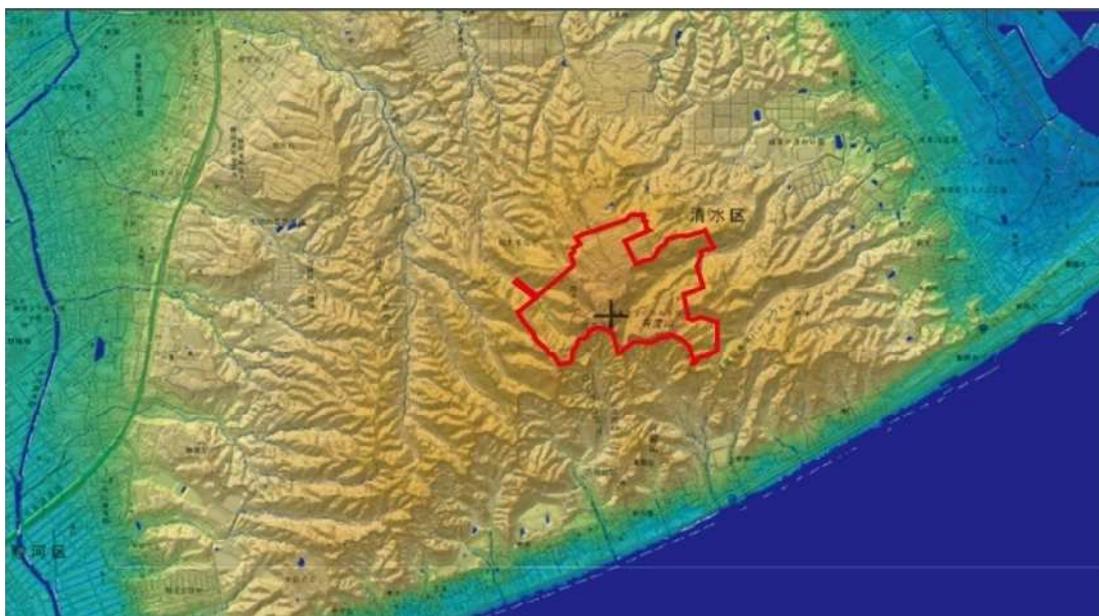
- (1) 災害の防止および人命の安全を確保することを目的としたもの。
- (2) 安全や案内を目的とした誘導看板で、景観に配慮したもの。
- (3) 名勝としての景観・環境を維持し、回復するもので、保存・活用上必要なもの。
- (4) 既存の建築物、工作物において、既存の建築面積と高さ等の規模を超えない改築で、形状ならびに色彩が景観を損なわないもの。
- (5) 展望を妨げる樹木の伐採。

## 第4節 日本平の自然的環境

### 1 地形

北東から南西側は、現在も地殻内部のひずみにより地質構造が横圧力を受け波状に変形が進行している活褶曲<sup>かつしゅうきよく</sup>をあらわす、なだらかな丘陵である。南東から北東側は、侵食によって形成された急峻な崖地である。

日本平の台地面と丘陵斜面、開析谷、南側の侵食崖で構成。名勝中心部の台地面は北西に2度以上の緩やかに傾いた高位段丘面（日本平面）で、緩傾斜に施設が点在するが、局所的な改変にとどまっている。南側の侵食崖は、屏風岩と呼ばれる礫層から成る比高40～50メートルの切り立った崖で、今なお崩落が進行している。



日本平周辺の地形

出典：日本平 有度山 地形図 国土地理院ウェブサイト（名勝日本平範囲赤線加筆）



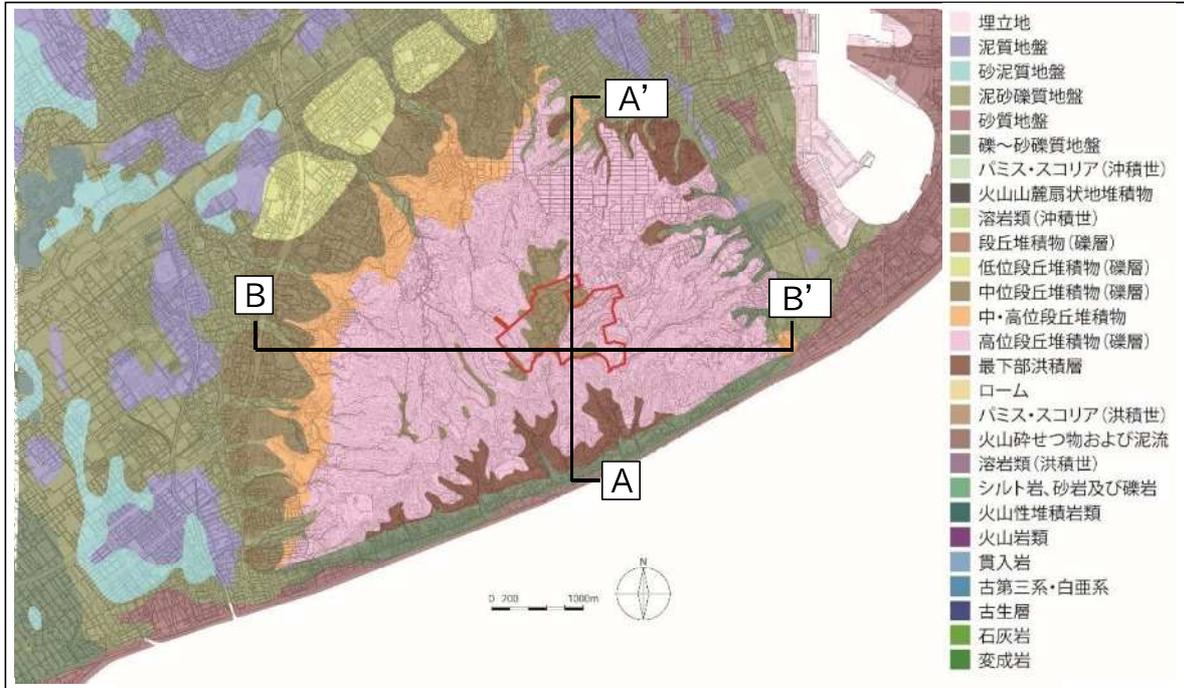
日本平山頂周辺の地形

出典：国土地理院地図（名勝日本平範囲赤線加筆）

## 2 地質

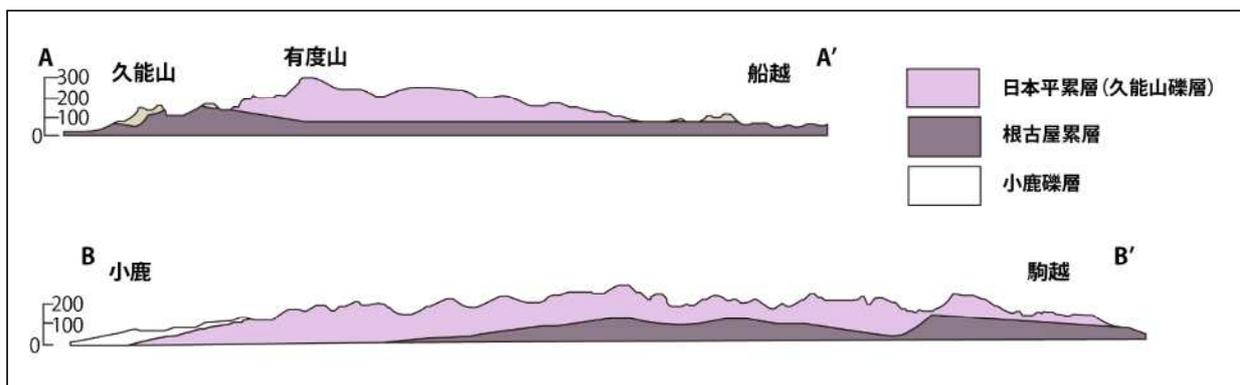
有度山は、最下位のシルト等を主とする根古屋累層とそれを覆っている厚い礫岩層からできている丘陵で今も隆起し続けている。山頂部は日本平と呼ばれている。

日本平の南側には久能山が急な崖を作っているが、海食によってできた6,000年ほど前の海食崖である。その後、海面が低下したために海岸線との間に平野がつくられた。



日本平周辺の地質

出典：ふじのくにオープンデータカタログ 表層地質図



日本平周辺地層断面

出典：『南部フォッサマグナ地域南西部の地質構造 静岡県清水市および庵原郡地域の地質』柴 正博著 地団研 専報/40 地学団体研究会 1991.11)

### 3 気象、気候

静岡市は温暖多雨の太平洋側気候に属する。市街地の年平均気温は18.1℃であり、全国的にも温暖な地域である。月平均気温は8月が最も高く29.4℃、2月が最も低く7.1℃である。降水量は、梅雨時期と台風シーズンの9月に多くなる。

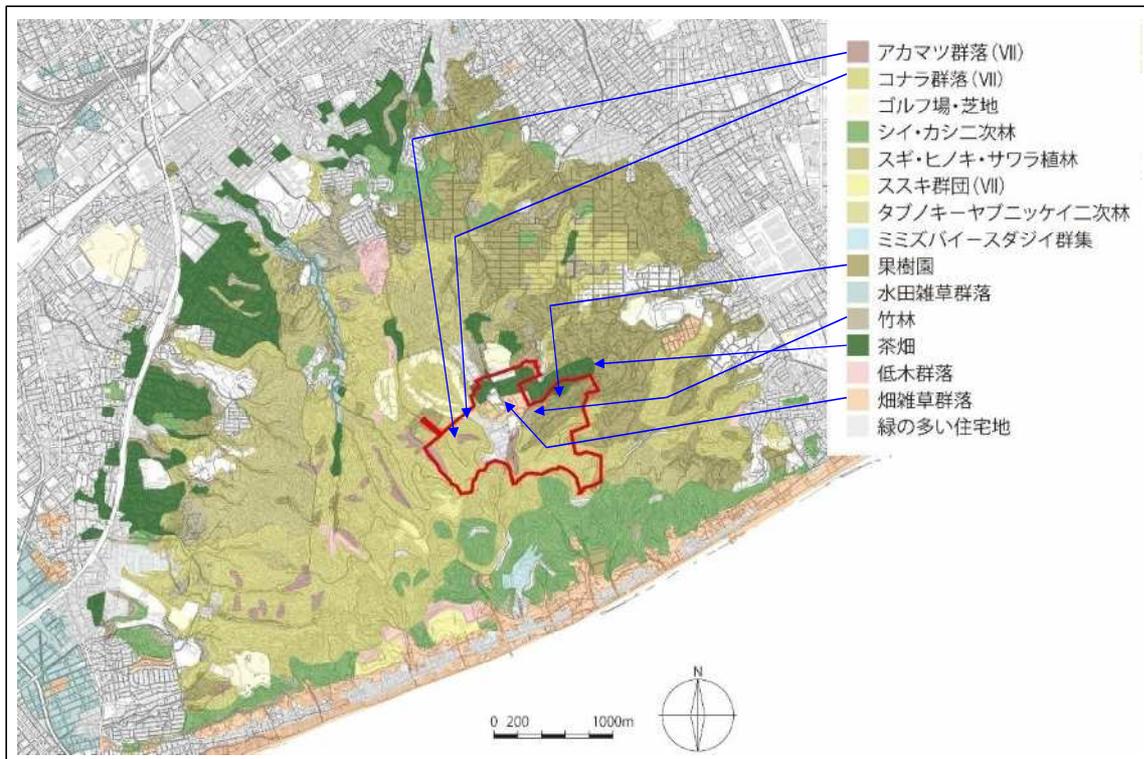
夏は高温多湿で、冬場は雨量が少なく乾燥した日が続く。平野部では、雪はほとんど降らないがオクシズと呼ばれる山間地など標高の高い地域では、積雪も見られるなど、地域によって気候に違いがみられる。

	気温(℃)					湿度(%)		降水量(mm)			
	平均			最高	最低	平均	最小	合計	最大		
	日平均	日最高	日最低						日	1時間	10分間
1月	7.4	12.6	2.8	17	-0.7	55	18	33.5	25.5	12.5	3
2月	7.1	12.5	2	19.9	-1.9	47	13	24	11.5	5	2.5
3月	12.2	16.9	7.6	28.2	2.6	68	11	170	38.5	12.5	2.5
4月	16	20.9	11.8	27.4	6.4	71	22	147.5	55.5	10	3
5月	20	24.3	16	31.8	10.4	73	18	313.5	100	21	7
6月	24.9	28.9	21.6	37.6	16	79	32	203	54	19.5	6
7月	28.2	31.7	25.1	35.3	22.8	79	46	239	128.5	52.5	19
8月	29.4	33.7	26.1	41.4	24	76	34	134.5	52	21	11
9月	27	30.8	23.8	36.1	17.9	76	39	407	241.5	96	30.5
10月	20.4	23.9	17.4	31.9	10.7	77	39	181.5	58.5	34	11
11月	14.2	19.1	9.9	23.8	5.9	67	20	18.5	10.5	3.5	1.5
12月	10.4	15.4	5.9	22.5	0.2	64	21	64.5	21	5.5	2

2025年主な気象データ

出典：気象庁（観測点：静岡（静岡地方気象台）

## 4 植物



現況植生図

出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査 環境省生物多様性センター

調査期間：第6回 平成11年（1999年）-平成16年（2004年）

第7回 平成17年（2005年）-調査中

植生は、茶と柑橘類の畑地とスギ、ヒノキの植林地、コナラやハゼノキ、シデ類などからなる落葉樹林、シイ、タブ林などの常緑広葉樹の二次林がほとんどを占めている。一部、人の手の及ばない急峻な場所には、タブノキ、スダジイ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、クロガネモチなどからなる自然の照葉樹林も見られる。久能山東照宮の参道や日本平パークウェイ沿い、山頂の日本平公園内には、ソメイヨシノ、オオシマザクラ、ウメ、ツツジなどの花木が多く植栽されている。

## 5 動物

野鳥は通年でトビ、キジ、ヒヨドリ、ウグイスが見られ、春から夏にかけては、ツグミ、センダイムシクイなどが飛来する。

昆虫は、ヒョウモンチョウ類などが多く生息する。また久能山のミスジマイマイには、一筋だけの黒い帯をもったものがあり、これをクノウマイマイと仮称しているが、森林層の中には多種類のカタツムリが見られる。

## 第5節 日本平の歴史的環境

### 1 日本平の歴史

「日本平」の地名は、日本武尊が山頂から四方を眺めたという神話から名付けたとされている。「草薙」や「馬走」などの地名に代表されるように、日本武尊の東征に因む神話に根差した場所である。

日本平は有度山（307m）の山頂一帯の平坦面を指し、有度山は、元は平坦な地であった場所が、数十万年前に地殻変動によりドーム状に隆起した山である。

有度山南側は太平洋の荒波に侵食され、急な崖を形成している。急崖下に取り残された峰の一つが久能山（216m）である。

南側の急崖は、有度山が隆起したことによってつくられた海食崖である。急崖を作る地層はまだ充分固まっていない礫層からなっているため、侵食作用によって谷壁はそそり立つ絶壁を形成し、「屏風谷」と呼ばれている。

### <古代>

#### (1) 縄文時代～弥生時代

日本平を含む有度山の西麓や東麓に縄文時代から弥生時代の遺跡が残り、人々の生活の痕跡が見つかっている。

縄文時代以前については、有度丘陵北麓の清水区草薙の草薙川沿いで13万年前頃の久能山層から、ナウマンゾウの切歯（牙）の化石が見つかっている。また、日本平山頂付近の、日本平遺跡（標高180m、清水区馬走）からは、旧石器時代の細石核や尖頭器が見つかっている。

日本平を含む有度山の西麓や東麓に縄文時代から弥生時代にかけての遺跡が残り、人々の生活の痕跡が見つかっている。縄文時代は、狩猟採集を中心とする生活であり、住居は山麓のゆるやかな傾斜地などに築かれ、有度山の山麓やその周辺からみつかった縄文時代の遺跡から、当時の生活が山裾部の平らな部分を利用していたことがわかる。また、有度山北麓から西麓にかけては、小河川の流れによって削られたいくつもの谷（開析谷）が存在しており、遺跡の多くは、これらの谷間やゆるやかな傾斜地にある。宮川遺跡（駿河区大谷）では、縄文時代早期の押型文土器や石器が発見されている。矢塚坪・門前坪遺跡（駿河区池田）では、炉跡と推定できる焼け跡が残った集石遺構がみつつかっている。また、駿河区西大谷の蛭田遺跡（縄文後期～晩期）では、採取した木の実のアク抜きのための水さらし場と推定される跡も確認されている。有度山東麓には、清水天王山遺跡（清水区宮加三）があり、住居跡や土壙墓（地面に穴を掘って埋葬する墓）、ドングリなどの堅果類を貯蔵した穴がみつき、多数の土器や狩猟や採集または漁労に使われていた当時の生活の道具類など集落の生活の様相を示す貴重な資料が出土し、うち2,205点の資料が静岡県指定文化財となっている。また、冷川遺跡（清水区宮加三）は、縄文時代早期から後期までの土器が出土す

る遺跡で、長野県の霧ヶ峰や東京都伊豆諸島の神津島を産地とする黒曜石が出土しており、他地域との交易を行っていたと考えられている。



天王山遺跡出土遺物一括



冷川遺跡中期配石遺構

弥生時代に入り、弥生時代中期になると静岡・清水平野では本格的な水田耕作が始まり、大規模な遺跡が増加する一方で、有度山の丘陵上でも集落は営まれ、弥生時代中期後半には北麓に五輪平遺跡、西麓には宮川遺跡が確認されている。また、弥生時代後期後半になると、平野部の遺跡は一時的に減少または消滅していく一方で、丘陵裾から台地上に五輪平遺跡や宮川遺跡、上ノ山遺跡などの遺跡が再び増加している。

## (2) 古墳時代～奈良時代

古墳時代、静岡・清水平野では丘陵の端部などの高い場所に数多くの古墳が造られた。有度山も、とくに古墳時代後期には数多くの小型の古墳群が築かれる一大古墳エリアであった。とりわけ、西麓、北麓に古墳が集中している。

5世紀中葉には、有度山西麓の丘陵部の先端に、池田丸山古墳（駿河区池田）や諏訪神社古墳（駿河区大谷）などの円墳が造られる。6世紀末から7世紀初頭にかけては、駿河丸山古墳（駿河区大谷）、小鹿山神古墳（駿河区小鹿）など、首長墳と考えられる大型の方墳が作られた。これらと並行して、小規模墳が複数築かれる群集墳や、丘陵の斜面に横穴を掘って棺を埋葬する横穴墓が現れる。こうした事例として、静岡大学構内古墳群（駿河区大谷）、宮川古墳群、伊庄谷横穴群（駿河区大谷）などの大規模な墓群がつけられた。

奈良時代になると、聖武天皇の国分寺建立の詔により、有度山西麓の平坦面に駿河国分寺（駿河区大谷）が建立された。また、その南側には瓦を提供したと考えられている宮川瓦窯跡（清泉寺窪窯地点・小段地点）（駿河区大谷）が知られている。



史跡駿河国分寺跡出土鬼瓦



史跡駿河国分寺跡 講堂跡の礎石と瓦出土状況

### (3) 平安時代～室町時代

古代にあって日本平は、久能山と一体であり、平安時代には、<sup>ふだらくせんくのうじ</sup> 補陀洛山久能寺が<sup>びょうぶたに</sup> 屏風谷を隔てた山頂にあり、屈指の寺院であった。

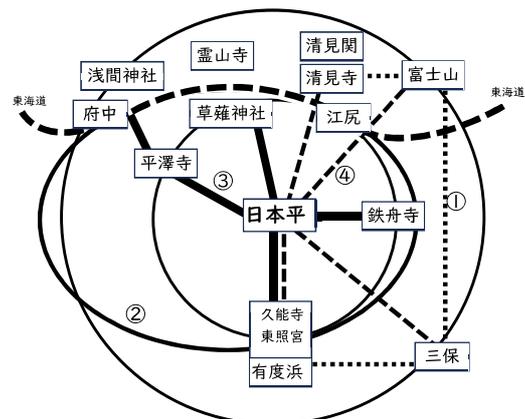
久能寺は、奈良時代から平安時代初期に遡る創建とされ、観音菩薩信仰の霊場である有度山の一部の久能山頂に置かれていた。久能寺は、平安時代末期には、法華経（久能寺経）が皇族から奉納されるなど、駿河国を代表する寺院であった。有度山には、久能寺への参詣路の入り口として<sup>へいたくじ</sup> 平澤寺が創建された。

中世にあって久能寺の勢力は強大であり、有度山の山麓には平澤寺などの久能寺の支院が建ち、勢力を誇った。久能道西などの地名からわかるように、久能寺参詣道が日本平を通っていた。（『古代中世久能寺とその芸能』平成31年 渡辺浜男 参考）

中世末には、永禄11年（1568）、に久能山に武田氏が城を築き、南麓久能街道及び水運行動の監視を行ったと考えられ、久能寺は境内地を有度山東麓の清水区村松に移動させられた。



平澤寺



- ..... ①文学（和歌・能）
- ②久能道（府中-江尻（有度浜経由））
- ③久能寺参詣道（駿河七観音巡礼）
- - - - ④絵画（視点場の背面に久能寺）

日本平の基礎概念図

出典：『古代中世久能寺とその芸能』渡辺

#### (4) 戦国時代～江戸時代

武田氏は、久能寺を山下へ移した跡地に久能城（駿河区根古屋）を築いた。その後、徳川家康は、元和2年（1616）4月17日に駿府城で息を引き取り、久能山に埋葬され、現在の久能山東照宮となった。家康の廟である東照宮が造られるようになると、日本平から久能山への連絡は急速に色あせてしまう。

#### (5) 江戸時代（「日本平」の名称初出）

日本平からの良好な眺望を記録した文献は、江戸時代末の安政年間（19世紀半ば）までに書かれたといわれる『寿留嘉土産』（日本平の呼称初出）を嚆矢とする。西尾市岩瀬文庫ホームページによると、『寿留嘉土産』は、駿府奉行として着任した幕臣の貴志孫太夫忠美が、任地駿府（現・静岡市）周辺の風景を写生した彩色画卷である。（『寿留嘉土産』西尾市岩瀬文庫蔵）



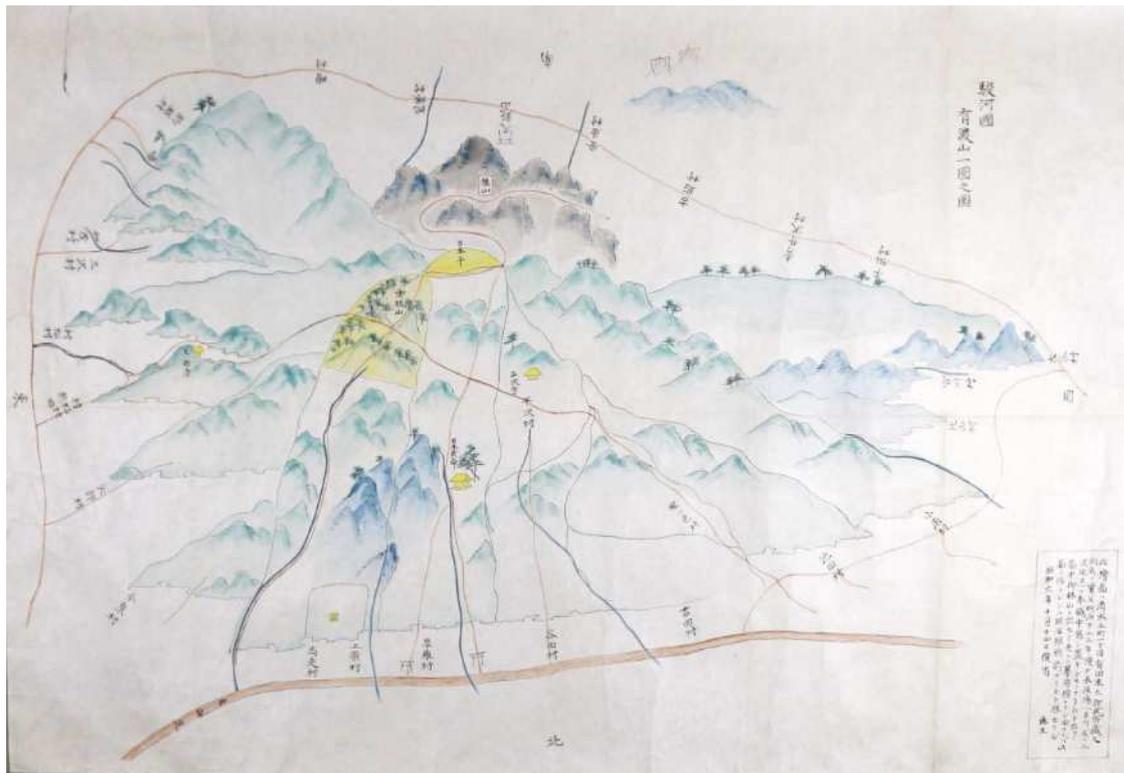
※『寿留嘉土産』上巻（西尾市岩瀬文庫所蔵）本資料の転載・複製禁止

画面には、「(前略) 照久寺澤谷道より有度山尔登り、峠平日本平尔至り、時雨霧山、府中、遠江七十里灘 海上東方清水湊 三保ヶ崎 伊豆能山々 富士山 二月十七日於日本平寫」とあって、不詳である筆者が、照久寺から日本平に登り、静岡市街から駿河湾西部、東の清水、伊豆、富士山を眺めていて、明治維新前夜にはそこからの眺望に価値が認められていたことがわかる。ただ、そのころ山頂部は、草薙神社領であったようである。

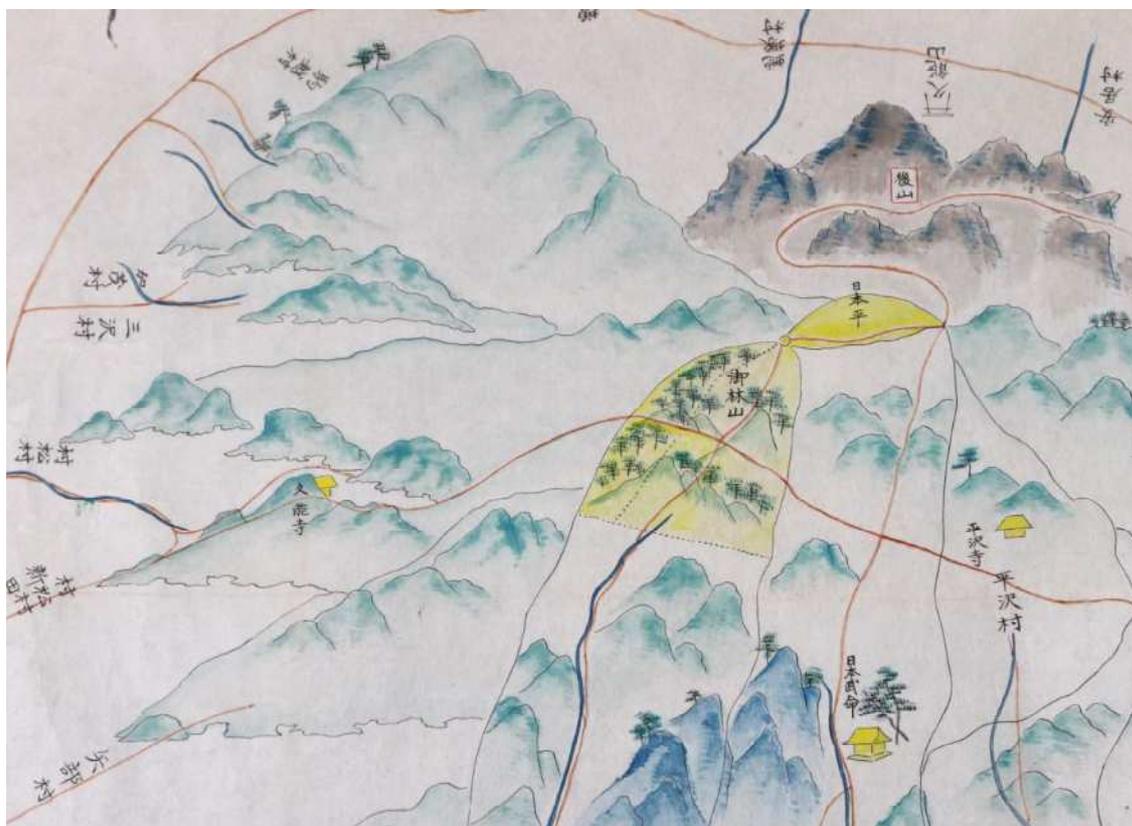
#### (6) 近代

##### (明治)

明治12年（1879）頃の『駿河國有渡山一圓之圖』には、その中央に「日本平」の名称が見え、平澤寺、日本武尊、久能寺、（もう一か所千手寺か）を描いており、傍らの主な登山道を案内している。寺社の配置からかつての久能寺参詣道と同じである。



※『駿河國有渡山一圓之圖』全体図（静岡市立清水中央図書館所蔵）



※『駿河國有渡山一圓之圖』日本平付近拡大部分（静岡市立清水中央図書館所蔵）（図中の赤線が登山道）

(大正)



※「大正4年久能山附近案内図」(部分)(静岡県立中央図書館所蔵)

大正15年(1926)4月3日に草薙駅が開設され、昭和2年(1927)5月には、東京日日新聞主催の「日本新八景と日本百選」で日本平が平原の部で百選に入選し、その名を一躍有名にするに至った。

これと前後して、徳富蘇峰の活動が日本平の名を周知させた。彼は、大正11年(1922)11月17日に、逗留先の鉄舟寺から、杉原山(清水区村松)に登り、そこからの富士の眺めを絶賛し、「富士見台」と名付けて、詩碑を大正15年10月24日に建立した。

その翌日、蘇峰をはじめて日本平に登り、その眺めを「天下の絶景」と評した。

(昭和)

昭和4年(1929)『日本風俗体系 東海地方』には、「(前略)その山頂三百メートルの所には日本平と称する景色の良い平らがある。余りよく知られていないが、日本にも多くはあるまいと思われる景勝地である。」とあり、この当時、日本平は衆目の知る所とまでは言えないものの、一部の人々には景勝地の価値が認められるようになってきたようである。

昭和10年(1935)2月には、徳富蘇峰が選んだ展望地点4か所(吟望台、鐘秀台、超然台、望嶽台)に石碑を建立している。中でも久能よりの鐘秀台からの静岡市街地や御前崎灯台までの眺めに注目している点は見逃せない。蘇峰も日本平からの四周の眺望にその特質をみている。

徳富蘇峰が日本平を賞賛して以来、日本平に関する新聞記事がたびたび掲載されることとなる。

昭和6年（1931）6月13日『静岡民友新聞』

「日本平に俄造りのお茶屋 清水市から取締方を請願」

「天下の名勝地である日本平は、最近各方面からの宣伝が多大に功を奏し遊覧者が激増すると共に現に営業をしているのが三軒、建築中なのが2軒あり折角の眺望をきづつけ風致を台無しにしてしまう恐れがあるというので、清水市では12日県知事に対し、日本平を史跡名勝天然記念物保存法第1条第二項によりその指定地となし充分なる取り締まり方を請願した。」

（『清水市史資料 現代』より）



日本平頂上売店（「静岡県の絵葉書」静岡県立中央図書館所蔵）



「爽快なる日本平」 巍々と屹立する巨大な姿。日本平裏景の絶壁（「静岡県の絵葉書」静岡県立中央図書館所蔵）



〔爽快なる日本平〕 豁々と展ける紺青色。彼方に望むは久能山の風影。（「静岡県の絵葉書」静岡県立中央図書館所蔵）

昭和 10 年（1935）12 月 1 日「静岡民友新聞」

「日本平にも春 サービスガールを置く」

「日本平も清水市保勝会を始めその他関係各方面で極力宣伝につとめた結果昨今では漸く全国的の日本平となり清水を訪れる団体といわず個人といわず必ず登山し、雄大な眺望にみとれるが頂上に登山者を慰安すべき設備なく遺憾とされていた折柄開発者の一人である鈴木喜重氏が奔走し一日から無料で登山記念スタンプを押す外事務所にサービスガールを常置し気分をよくすることにした。」（『清水市史資料 現代』より）

昭和 12 年（1937）2 月 11 日「静岡民友新聞」

「日本平の頂上に緑地帯を設く ドライブ道路と共に」

「清水市都市計画課では本県都市計画課と協力し工費 10 万円を投じ日本平の頂上、中段、東段、平段、大谷津の一带に緑地地帯を設計、巾 3 間のドライブウエーでこれを結びつける計画をたて目下準備中であるが、これが実現を期待されている。」（『清水市史資料 現代』より）

昭和 12 年 4 月 17 日「静岡民友新聞」

「日本平公園 内閣から認可さる」

「日本平公園 位置 清水都市計画公園及び同事業ならびにその執行年度割は左のごとく決定し、4 月 9 日内閣の認可を得て内務省から 16 日告示された

名称 日本平公園

位置 清水市駒越、村松、北矢部及び安倍郡有度村大字草薙、馬走各地内地積約 88.50ha 設備 園路、広場、四阿、その他公園一般施設 執行年度 12 年度 約 6 分 13 年度 約 9 割 4 分」（『清水市史資料 現代』より）